

利用配分計画各筆明細

整理 番号	権利の設定を受ける者 (添付書類の省略条件)	権 利 を 設 定 す る 農 用 地		設 定 す る 権 利				現に機構より権利の設 定を受けている者	
		土地の所在地	現況地目	権利の種類 利用目的	契約期間 開始年月日 終了年月日	賃借料 円/107-ル・年	支払方法		
			登記簿面積 m ²						
1	農事組合法人 大谷生産組合 (A, B, C)	岩美町大字大谷字下新川端 2815	田	2,468.00	賃借権 水田	3年 1か月 令和04年11月01日 令和07年11月30日	8,000 8,000	(公財)鳥取県農 業農村担い手育 成機構名義の貯 金口座に振込む	—
		岩美町大字大谷字三通田 2831	田	3,118.00	賃借権 水田				
			2 件 計 5,586.00						
2	農事組合法人 大谷生産組合 (A, B, C)	岩美町大字大谷字鏡道 2858	田	1,130.00	賃借権 水田	1年 0か月 令和04年11月01日 令和05年10月31日	8,000	(公財)鳥取県農 業農村担い手育 成機構名義の貯 金口座に振込む	—
			1 件 計 1,130.00						
3	農事組合法人 大谷生産組合 (A, B, C)	岩美町大字大谷字堤ノ下 2669	畑	1,103.00	賃借権 普通畑	2年 8か月 令和04年11月01日 令和07年07月14日	500	(公財)鳥取県農 業農村担い手育 成機構名義の貯 金口座に振込む	—
			1 件 計 1,103.00						
4	農事組合法人 大谷生産組合 (A, B, C)	岩美町大字大谷字堤ノ下 2668	畑	1,015.00	賃借権 普通畑	2年 7か月 令和04年11月01日 令和07年06月14日	500 500	(公財)鳥取県農 業農村担い手育 成機構名義の貯 金口座に振込む	—
		岩美町大字大谷字堤ノ下 2670	畑	1,313.00	賃借権 普通畑				
			2 件 計 2,328.00						
5	農事組合法人 大谷生産組合 (A, B, C)	岩美町大字大谷字下武王 2790-1	田	140.00	賃借権 水田	2年 6か月 令和04年11月01日 令和07年05月14日	8,000 8,000	(公財)鳥取県農 業農村担い手育 成機構名義の貯 金口座に振込む	—
		岩美町大字大谷字下武王 2790-2	田	4,397.00	賃借権 水田				
			2 件 計 4,537.00						

		岩美町大字岩井字長谷広田 1375 岩美町大字牧谷字西加損 2010	田 田	2,198.00 1,669.00	賃借権 水田 賃借権 水田		4,000 3,000		
				10 件 計 15,096.00					
9	有限会社 いわみ農産 (B、C)	岩美町大字宇治字隈田 1117-1 岩美町大字宇治字隈田 1117-2 岩美町大字浦富字蛇ノ尾 3315 岩美町大字恩志字南河原 1210 岩美町大字恩志字柳河原 1206	田 田 田 田 田	3,616.00 502.00 2,695.00 3,429.00 1,707.00	賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田	2年 5か月 令和04年11月01日 令和07年03月31日	4,000 4,000 4,000 5,000 4,000	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	—
10	有限会社 いわみ農産 (B、C)	岩美町大字蒲生字橋詰 2881	田	1,057.00	賃借権 水田	3年 3か月 令和05年01月01日 令和08年03月31日	2,000	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	—
				1 件 計 1,057.00					
11	有限会社 神谷工務所 (A、B)	岩美町大字外邑字坂根 1011 岩美町大字外邑字坂根 1012 岩美町大字新井字庄司 331-4 岩美町大字新井字庄司 332 岩美町大字大谷字日比野山 2398-1 岩美町大字本庄字赤梨子 72-1	田 田 田 田 畑 田	1,802.00 1,797.00 514.00 1,014.00 2,464.00 445.00	使用貸借 水田 使用貸借 水田 使用貸借 水田 使用貸借 普通畑 使用貸借 水田	2年 5か月 令和04年11月01日 令和07年03月31日	0 0 0 0 0 0		—
				6 件 計 8,036.00					
12	有限会社 神谷工務所 (A、B)	岩美町大字浦富字轟キ 3467 岩美町大字浦富字轟キ 3468	田 田	419.00 310.00	賃借権 水田 賃借権 水田	2年 5か月 令和04年11月01日 令和07年03月31日	3,000 3,000	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	—
				2 件 計 729.00					

13	有限会社 神谷工務所 (A, B)	岩美町大字延興寺字下河原 713 岩美町大字延興寺字下河原 714 岩美町大字延興寺字下河原 715-1 岩美町大字延興寺字下河原 715-2 岩美町大字延興寺字下河原 721	田 田 田 田 田 田 5 件 計 7,040.00	2,103.00 2,174.00 863.00 1,200.00 700.00	賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田	3年 1か月 令和04年11月01日 令和07年12月14日	玄米30kg 玄米30kg 玄米30kg 玄米30kg 玄米30kg	物納	—
14	有限会社 神谷工務所 (A, B)	岩美町大字新井字庄司 331-3	田 1 件 計 574.00	574.00	使用貸借 水田	1年 5か月 令和04年11月01日 令和06年04月14日	0	—	—
15	大森 彰稔 (A)	岩美町大字馬場字大石口 517	田 1 件 計 1,574.00	1,574.00	賃借権 水田	3年 0か月 令和04年11月01日 令和07年11月12日	5,000	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	—
16	大森 彰稔 (A)	岩美町大字馬場字中河原 532 岩美町大字馬場字中河原 539 岩美町大字馬場字變 560	田 田 田 3 件 計 6,089.00	2,241.00 1,796.00 2,052.00	賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田	2年 5か月 令和04年11月01日 令和07年03月31日	5,000 5,000 5,000	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	—
17	大森 彰稔 (A)	岩美町大字馬場字平林 622 岩美町大字白地字下大石口 1148-1 岩美町大字白地字下大石口 1149-1 岩美町大字白地字下大石口 1151	田 田 田 田 4 件 計 9,191.00	2,939.00 1,681.00 1,649.00 2,922.00	賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田	3年 1か月 令和04年11月01日 令和07年12月11日	5,000 5,000 5,000 5,000	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	—

18	上根 慶万	(A)	岩美町大字浦富字冲宮路 3366	田	1,957.00	賃借権 水田	2年 5か月 令和04年11月01日 令和07年03月31日	3,000	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	-
			岩美町大字浦富字冲宮路 3367	田	2,690.00	賃借権 水田		3,000		
			岩美町大字浦富字下鶴島 892-1	田	1,186.00	賃借権 水田		3,000		
			岩美町大字浦富字下鶴島 898-1	田	1,804.00	賃借権 水田		4,000		
			岩美町大字浦富字新屋敷 805-5	田	1,169.00	賃借権 水田		2,000		
			岩美町大字浦富字東越前 3228	田	1,013.00	賃借権 水田		2,000		
			岩美町大字小羽尾字横若 949	田	1,262.00	賃借権 水田		2,500		
			岩美町大字相谷字大坪 269	田	2,044.00	賃借権 水田		3,000		
			岩美町大字相谷字大坪 271	田	2,159.00	賃借権 水田		3,000		
			岩美町大字相谷字大坪 272	田	2,329.00	賃借権 水田		3,000		
			岩美町大字牧谷字河原田 1911-1	田	649.00	賃借権 水田		2,500		
					11 件 計 18,262.00					
19	上根 慶万	(A)	岩美町大字浦富字東越前 3236	田	663.00	賃借権 水田	3年 1か月 令和04年11月01日 令和07年12月14日	2,000	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	-
			岩美町大字浦富字東越前 3237	田	292.00	賃借権 水田		2,000		
			岩美町大字相谷字大坪 276	田	2,082.00	賃借権 水田		3,000		
			岩美町大字牧谷字五月井手 1961-1	田	1,506.00	賃借権 水田		3,000		
			岩美町大字牧谷字五月井手 1961-2	田	1,000.00	賃借権 水田		3,000		
			岩美町大字牧谷字五月井手 1966	田	2,922.00	賃借権 水田		2,000		
			岩美町大字牧谷字仲間 2064	田	1,994.00	賃借権 水田		3,000		
			岩美町大字牧谷字仲間 2065-1	田	1,000.00	賃借権 水田		3,000		
			岩美町大字牧谷字仲間 2065-2	田	831.00	賃借権 水田		3,000		
			岩美町大字牧谷字土居尻 2116	田	2,725.00	賃借権 水田		2,000		
					10 件 計 15,015.00					

20	上根 慶万	(A)	岩美町大字牧谷字西加損 2015 岩美町大字牧谷字西加損 2021	田 田	1,870.00 1,850.00	賃借権 水田 賃借権 水田	3年 3か月 令和04年11月01日 令和08年02月14日	1,000 1,000	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	-
					2 件 計 3,720.00					
21	上根 慶万	(A)	岩美町大字牧谷字西加損 2025	田	1,126.00	賃借権 水田	2年 3か月 令和04年11月01日 令和07年02月19日	3,500	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	-
					1 件 計 1,126.00					
22	上根 慶万	(A)	岩美町大字浦富字沖宮路 3372	田	1,021.00	使用貸借 水田	2年 5か月 令和04年11月01日 令和07年03月31日	0		-
					1 件 計 1,021.00					
23	木下 隆男	(A)	岩美町大字岩本字廻り田 249-1 岩美町大字岩本字鳥縄手 303-1 岩美町大字岩本字鳥縄手 304-1 岩美町大字岩本字廣田 263-1	田 田 田 田	1,023.00 1,274.00 1,253.00 768.00	賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田	2年 5か月 令和04年11月01日 令和07年03月31日	1,000 1,000 1,000 1,000	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	-
					4 件 計 4,318.00					
24	木下 隆男	(A)	岩美町大字岩本字新蔵 378-62	田	1,069.00	使用貸借 水田	2年 5か月 令和04年11月01日 令和07年03月31日	0		-
					1 件 計 1,069.00					
25	濱崎 孝雄	(A)	岩美町大字相谷字八反流 280-1 岩美町大字相谷字八反流 280-2 岩美町大字相谷字八反流 281	田 田 田	100.00 1,665.00 2,058.00	賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田	3年 1か月 令和04年11月01日 令和07年12月14日	1,500 1,500 1,500	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	-
					3 件 計 3,823.00					

26	濱崎 孝雄	(A)	岩美町大字浦富字下鶴島 901-1	田	1,271.00	賃借権 水田	3年 3か月 令和04年11月01日 令和08年02月14日	3,000	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	—
			岩美町大字浦富字竹ヶ下沖 833-1	田	1,166.00	賃借権 水田		3,000		
			岩美町大字浦富字竹ヶ下沖 838-1	田	965.00	賃借権 水田		3,000		
			岩美町大字浦富字堀川 3391-1	田	2,415.00	賃借権 水田		2,500		
			岩美町大字相谷字大坪 267	田	2,461.00	賃借権 水田		2,500		
			岩美町大字牧谷字米山 1997	田	3,551.00	賃借権 水田		2,500		
			6 件 計 11,829.00 (内 11,758.00)							
27	濱崎 孝雄	(A)	岩美町大字牧谷字西加損 2006	田	2,528.00	賃借権 水田	1年 2か月 令和04年11月01日 令和06年01月14日	3,500	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	—
			1 件 計 2,528.00							
28	濱崎 孝雄	(A)	岩美町大字浦富字下鶴島 968-1	田	1,130.00	賃借権 水田	2年 5か月 令和04年11月01日 令和07年03月31日	4,000	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	—
			岩美町大字浦富字下鶴島 969-1	田	1,181.00	賃借権 水田		4,000		
			2 件 計 2,311.00							
29	濱崎 孝雄	(A)	岩美町大字浦富字下鶴島 970-1	田	1,005.00	賃借権 水田	0年 5か月 令和04年11月01日 令和05年04月14日	4,000	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	—
			1 件 計 1,005.00							
30	藪内 孝博		岩美町大字高山字地免 281-1	田	1,641.00	賃借権 水田	3年 1か月 令和04年11月01日 令和07年12月14日	4,000	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	—
			1 件 計 1,641.00							

31	藪内 孝博	岩美町大字恩志字岡崎 1163 岩美町大字恩志字岡崎 1180 岩美町大字恩志字岡崎 1181	田 1,032.00 田 1,397.00 田 2,090.00 3 件 計 4,519.00	賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田	2年 5か月 令和04年11月01日 令和07年03月31日	玄米26kg 玄米40kg 玄米40kg	物納	—
32	藪内 孝博	岩美町大字恩志字岡崎 1164	田 702.00 1 件 計 702.00	賃借権 水田	2年 5か月 令和04年11月01日 令和07年03月31日	4,000	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	—
33	清水 雄作	岩美町大字蒲生字瓦町 2613 岩美町大字蒲生字千軒 2659 岩美町大字蒲生字千軒 2665 (A)	田 3,504.00 田 1,123.00 田 1,510.00 3 件 計 6,137.00	賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田	2年 5か月 令和04年11月01日 令和07年03月31日	3,000 3,000 3,000	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	—
34	谷口 与志一	岩美町大字岩本字大曲 595-1 岩美町大字岩本字大曲 598 岩美町大字岩本字大曲 607-1 岩美町大字岩本字茶屋ノ前 466-3 岩美町大字岩本字茶屋ノ前 468-1 岩美町大字岩本字町田 611 岩美町大字岩本字町田 612 岩美町大字岩本字町田 616 岩美町大字岩本字天縄 476 岩美町大字岩本字天縄 480-2 岩美町大字岩本字天縄 481-1 (A)	田 615.00 田 1,232.00 田 918.00 田 725.00 田 680.00 田 1,512.00 田 1,199.00 田 1,187.00 田 1,183.00 田 1,072.00 田 1,081.00	使用貸借 水田 使用貸借 水田 使用貸借 水田 使用貸借 水田 使用貸借 水田 使用貸借 水田 使用貸借 水田 使用貸借 水田 使用貸借 水田	2年 5か月 令和04年11月01日 令和07年03月31日	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0		—

		岩美町大字大谷字日比野山 2527	畑 492.00 12件 計 11,896.00	使用貸借 普通畑		0		
35	西川 幸治	岩美町大字恩志字岡崎 1162 岩美町大字恩志字町田 1061	田 1,467.00 田 3,270.00 2件 計 4,737.00	賃借権 水田 賃借権 水田	2年 5か月 令和04年11月01日 令和07年03月31日	5,000 6,000	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	—
36	西川 幸治	岩美町大字恩志字町田 1016 岩美町大字恩志字町田 1017 岩美町大字恩志字町田 1033 岩美町大字恩志字町田 1060 岩美町大字恩志字町田 1062 岩美町大字恩志字飯部口 1081	田 3,062.00 田 3,593.00 田 993.00 田 2,007.00 田 1,597.00 田 1,489.00 6件 計 12,741.00	賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田	2年 5か月 令和04年11月01日 令和07年03月31日	玄米28kg 玄米28kg 玄米24kg 玄米28kg 玄米26kg 玄米28kg	物納	—
37	濱口 義弘	(A) 岩美町大字浦富字蛇ノ尾 3305	田 3,694.00 1件 計 3,694.00	賃借権 水田	2年 5か月 令和04年11月01日 令和07年03月31日	4,000	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	—
38	日比 総一郎	(A) 岩美町大字岩本字稲土居 231	田 1,296.00 1件 計 1,296.00	使用貸借 水田	2年 5か月 令和04年11月01日 令和07年03月31日	0		—
39	向家 仁	(A) 岩美町大字延興寺字西岡梨子 873	田 1,148.00 1件 計 1,148.00	賃借権 水田	2年 5か月 令和04年11月01日 令和07年03月31日	4,000	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	—

40	山田 康博 (A)	岩美町大字牧谷字松ヶ坪 1930	田 1,680.00 1 件 計 1,680.00	賃借権 水田	2年 5か月 令和04年11月01日 令和07年03月31日	玄米36kg	物納	—
41	山本 淳 (A)	岩美町大字銀山字汁田 849 岩美町大字銀山字汁田 850	田 661.00 田 423.00 2 件 計 1,084.00	使用貸借 水田 使用貸借 水田	3年 5か月 令和04年11月01日 令和08年04月14日	0 0	—	—
42	横田 博則 (A)	岩美町大字岩常字絹巻 1093	田 1,683.00 1 件 計 1,683.00	賃借権 水田	3年 5か月 令和04年11月01日 令和08年04月14日	玄米30kg	物納	—
43	吉田 保雄 (A)	岩美町大字本庄字福元 1024	田 1,299.00 1 件 計 1,299.00	賃借権 水田	2年 5か月 令和04年11月01日 令和07年03月31日	玄米23.5kg	物納	—
44	吉田 保雄 (A)	岩美町大字本庄字中溝 1048 岩美町大字本庄字嶋根 661-1	田 3,414.00 田 977.00 2 件 計 4,391.00	使用貸借 水田 使用貸借 水田	2年 5か月 令和04年11月01日 令和07年03月31日	0 0	—	—
45	内田 雅之	岩美町大字蒲生字上泓 2851 岩美町大字蒲生字上泓 2854	田 3,020.00 田 1,567.00 2 件 計 4,587.00	賃借権 水田 賃借権 水田	3年 3か月 令和05年01月01日 令和08年03月31日	4,000 4,000	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	—

1. 添付書類等の省略について、該当する場合は以下の区分を記載。

- A 現に機構から配分を受けている農地をふたたび同じ経営体に配分する場合。(配分の更新)
- B 既に機構から配分を受けている法人経営体でその経営体制に変更がない場合。
- C 農業委員会が認める農地所有適格法人の場合。

2. 添付書類の「農用地利用配分計画により賃借権等を受ける者の農業経営の状況等」で省略に該当する項目には斜線を引く。

共通事項は別紙のとおり

2 共通事項

この農用地利用配分計画の定めるところにより設定又は移転を受ける権利は、各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 賃借権の設定等の条件

各筆明細に定める公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構（以下「甲」という。）による賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転（以下「賃借権の設定等」という。）は、賃借権の設定等を受ける者（以下「乙」という。）が当該賃借借の設定等を受けた土地について次のいずれかに該当するときは解除をすることを条件とする。

ア 当該農用地等を適正に利用していないと認められるとき。

イ 正当な理由がなくて農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）（以下「法」という。）第21条第1項の規定による報告をしないとき。

(2) 借賃の支払猶予

甲は、乙が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までにその支払を猶予する。

(3) 借賃の改訂

この農用地利用配分計画を定めた後、借賃の改訂に当たっては、農地法第52条の農業委員会が提供する借賃の動向を勘案して、甲、乙が協議して定める額に改訂する。

(4) 転貸又は譲渡

乙は、本計画により権利の設定もしくは移転を受けた土地について転貸し、又は設定若しくは移転を受けた権利を譲渡してはならない。

(5) 遅延損害金

ア 乙は、各筆明細に定める期日までに借賃を支払わない場合は、甲に対し、支払期日の翌日から支払日までの間を計算期間とする遅延損害金を支払わなければならない。

イ 遅延損害金は、鳥取県滞滞金徴収条例（昭和27年鳥取県条例第45号）第3条の規定に準じて計算して得た額とする。

(6) 修繕及び改良

ア 乙の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において土地所有者が当該土地を修繕する。ただし、緊急を要するときその他土地所有者において修繕することができない場合で甲及び土地所有者の同意を得たときは、乙が修繕することができる。この場合において、乙が修繕の費用を支出したときは、甲と協議のうえ土地所有者に対して、その費用の償還を請求することができる。

イ 乙は、甲及び土地所有者の同意を得て当該土地の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、甲、乙が別途定めるところによるほかは、民法、土地改良法等の法令に従う。

(7) 租税公課の負担

ア 当該土地に対する固定資産税その他の租税は、土地所有者が負担する。

イ 当該土地に係る農業災害補償法に基づく共済掛金及び賦課金は、乙が負担する。

ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等は、甲、乙が別途定めるところによる。

エ その他当該土地の通常の維持管理に要する経費は、乙の負担とする。

(8) 賃借権又は使用貸借権の消滅

天災地変その他、甲及び乙並びに土地所有者の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部又は一部が滅失し、その目的を達することができなくなったときは、この農用地利用配分計画の定めるところにより設定又は移転された賃借権又は使用貸借権は消滅する。

(9) 目的物の返還

賃借権又は使用貸借権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から30日以内に、甲に対して、当該土地を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

(10) 賃借権又は使用貸借権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用配分計画に定めるところにより設定又は移転される権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び鳥取県が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(11) 権利取得者の責務

ア 乙は、この農用地利用配分計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

イ 乙は、法第21条第1項の規定により、毎年、賃借権の設定等を受けた農用地等の利用の状況について、甲に報告しなければならない。

(12) 機構関連事業について

甲が農地中間管理権を有している農用地等については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがある。

(13) その他

この農用地利用配分計画に定めのない事項及び農用地利用配分計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び鳥取県が協議して定める。